

袋井市郵便用封筒広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市が作成する郵便用封筒に市内事業者等の広告を有料で掲載させることにより、市の新たな財源を確保するため、市郵便用封筒（以下「封筒」という。）への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告を掲載する者の資格)

第2条 封筒に広告を掲載することができる者は、市税を滞納していない者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に本社、支店、営業所、店舗等を有する企業又は事業者
- (2) 独立行政法人、公社、公益法人及びこれらに類するもの
- (3) その他市長が適当と認めるもの

(広告掲載の基準)

第3条 封筒に掲載することができる広告は、公共性及び公益性を妨げないものであって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 次に掲げる業種又は事業者に係るもの
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するもの及びこれに類するもの
 - イ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に該当するもの
- (2) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれがあるもの
- (5) 政治性又は宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての主義主張に係るもの
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 誇大表示又は不当表示その他表現方法等が不適当なもの
- (9) 市が広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与える表現のもの
- (10) 行政機関からの指導等を受け、その改善がなされていないもの
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市の封筒に掲載する広告として不適当であると市長が認めるもの

(広告掲載の規格及び掲載料)

第4条 封筒の種類、規格、表示色、掲載面、募集枠、作成枚数及び掲載料は、次のとおりとする。ただし、広告を掲載する枠数は、封筒種類ごとに1申請につき2枠を上限とする。

封筒種類	規格・表示色	掲載面	募集枠	作成枚数	掲載料
長形40号封筒	縦25mm×横70mm 単色	裏面	5枠	4万枚	20,000円
長形3号封筒	縦25mm×横90mm 単色	裏面	5枠	8万枚	25,000円
角型2号封筒	縦40mm×横90mm 単色	裏面	8枠	6万枚	30,000円

2 前項の広告には、広告を掲載する者の名称及び連絡先を表示しなければならない。

(広告の募集方法)

第5条 広告の募集は、広報ふくろい又は市ホームページに掲載することにより募集期間を定めて行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第6条 封筒への広告掲載を希望する者(以下「掲載希望者」という。)は、別に定める申込期日までに、郵使用封筒広告掲載申込書(様式第1号)に次に掲げるものを添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 掲載する広告の内容を移した原稿案(電子データ及びそのデータを印刷したもの。)
- (2) 掲載希望者の営む事業の概要が分かる書類

2 前項の原稿案の作成に係る経費は、掲載希望者の負担とする。

(広告掲載の審査及び決定)

第7条 市長は、前条の申込書の提出があったときは、第3条に規定する基準により広告掲載の可否を審査するものとする。

2 市長は、前項の審査により、適当と認めるときは、広告の掲載を決定するものとする。

この場合において、掲載希望者が広告募集枠数を超過しているときは、市内の企業又は事業者を優先し、更に超える場合は、抽選により決定するものとする。

3 広告の掲載位置(枠順)は、抽選により決定するものとする。

4 市長は、第2項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、袋井市郵便用封筒広告掲載審査決定通知書（様式第2号）により、掲載希望者に通知するものとする。

（掲載料の納付）

第8条 広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、市長が指定する期日までに、第4条に規定する掲載料を一括納付するものとする。

（掲載料の不還付）

第9条 既納の掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めによらない理由で、広告の掲載をすることができなかつたとき、又は掲載を続けることができなくなつたときは、その全部又は一部を還付することができる。

（広告内容の変更）

第10条 広告主は、広告の内容を変更しようとするときは、変更する原稿案を市長に提出し、協議するものとする。

（広告掲載の中止）

第11条 市長は、広告主又は広告の内容が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該広告の掲載を中止することができる。

（1）広告主が第2条に定める資格を有しなくなつた場合

（2）該当広告の内容が第3条に定める広告掲載の基準に該当することとなつた場合

（広告主の責務）

第12条 広告主は、広告の内容等掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、第10条の規定に基づき広告の内容を変更しようとするとき、又は前条の規定に基づき広告の掲載が中止されたときは、当該変更等に伴う広告が掲載された封筒の補正等に要する経費を負担するものとする。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、封筒への広告掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

郵便用封筒広告掲載申込書

年 月 日

袋井市長

申込者 所在地
名 称
代表者 ⑩
連絡先（電話番号）
（FAX番号）
（Eメール）

袋井市郵便用封筒広告掲載要綱第7条の規定に基づき、次のとおり申込みます。

なお、この申込みに当たり、袋井市郵便用封筒広告掲載要綱を遵守します。

また、広告掲載の決定のため、市税の納付状況について、市が調査することを同意します。

- 1 封筒の種類 長形3号 長形40号 角型2号
- 2 希望枠数 枠分

様式第2号（第7条関係）

郵便用封筒広告掲載審査決定通知書

年 月 日

様

袋井市長



年 月 日付けで申込みのありました広告の掲載について、次のとおり決定したので、通知します。

- 1 決定区分 掲載する
 掲載しない
理由

2 封筒の種類

3 広告の内容

4 広告掲載料 金 円（ 枠分）

5 納付期限 年 月 日

6 遵守事項

広告内容の変更については、事前に出納室の承認を受けてください。